© Kyozomekai

自明治三十七年
至大正六年

京都染物同業組合月報

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

生徒募集廣告

本校本科豫科及別科ヘ入學ヲ許ス志願者ハ來三月廿五日迄ニ願出ベシ但高等小學四年級卒業ノ者ハ本科一年級ヘ高等小學二年級修了ノ者ハ豫科一年級ヘ入學ヲ許ス尚詳細ノ事ハ本校事務室ヘ照會スヘシ

明治廿七年二月

京都市立染織學校

公示

公示第一號

左記名ノ者組合定款第十款第四項ニ據リ徒弟名簿ヘ登記セリ此旨公示ス

明治三十七年二月　日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

小紋染部員古川新助徒弟
京都市下京區西洞院通綾小路下ル
村安太郎

小紋染部員古川新助徒弟
滋賀縣蒲生郡朝日野村字上麻生
同　同人徒弟　高木正八
三重縣一志郡波瀬村
同　松尾庫藏
島田半七徒弟
長野縣高井郡夜間瀬村
同　小泉正重郎
長野縣高井郡夜間瀬村字横倉
同人徒弟　山岸好松
大谷貞二郎徒弟
加賀國江沼郡三木村字鍋坂
同　酒谷小市
同人徒弟
美濃國養老郡上多度村字務ノ淵
栗田新六
同人徒弟
梅田宗太郎徒弟
京都市上京區新町通夷川上ル
同　山本卯之助
同人徒弟
近江國犬上郡魯地多波村
寺村甚太郎
同人徒弟
近江國神崎郡三又村
同　德田留次郎
同人徒弟
摂津國豊能郡庄村字船技
西村百太郎
同人徒弟
西松治三郎徒弟
美濃國安八郡名森村字中村
浅野工内

小紋染部員瀬常七徒弟
京都市下京區六波羅門通
東町目　德田喜三郎
同　清水亀太郎徒弟
京都市下京區綾小路通大宮西入
竹村新次郎
同　同人徒弟
石川縣加賀國石川郡野々市村
同　中村與三次
同　同人徒弟
京都府下船井郡世木村字天若
吉田八百吉
浸落部員今井與三郎徒弟
京都府下葛野郡上嵯峨村字觀空寺
同　増田米吉
同　同人徒弟
廣島縣相馬郡廣田村字其弓
林秀三
同　同人徒弟
京都市下京區油小路通勿池下ル
峯島庄太郎
同　同人徒弟
府下葛野郡松尾村字松尾
庶源三之助
同　西島寶吉徒弟
京都市下京區錦樂師通烏川西入
小森友治郎
同　同人徒弟
京都市上京區東洞院通荒川上ル
森喜一郎
捻物部員石井佐吉徒弟
京都市下京區高倉通松原下ル
浅井政次郎
同　同人徒弟
滋賀縣浅井郡小谷村字郡上
西川貞藏
同　同人徒弟
京都市上京區下立賣通日蓮西入
井上敬次郎
同　同人徒弟
兵庫縣赤上郡柏原町字下
谷垣光次郎

捻物部員石井佐吉徒弟
滋賀縣大津市上栄町番地
森田信三郎
糸經黒染部員田村藤吉徒弟
富山縣礪波郡東石黒村
同　千島仁次郎
同　同人徒弟
富山縣西礪波郡東石黒村
川合清次
同　同人徒弟
京都市上京區大宮通椹木町下ル
桜鼻増太郎
同　同人徒弟
京都市下京區不明門通五條上ル
本郷勝次郎
製物部員吉川市三郎徒弟
若狭國遠敷郡西津村
吉原三藏
友仙部員平井市松徒弟
京都市下京區岩上通佛光寺上ル
吉岡光造
糸經黒染部員宮川藤之助徒弟
鳥取市魚町尻十五番戸
中島銀藏
浸落部員八木市次郎徒弟
京都市伏見街道五條下ル
服部直一
同　同人徒弟
京都市上京區元廿三組東側前町
佐野安次郎

公示第二號

左記名ノ者組合定款ニ據リ本組合職工名簿ヘ登記セリ此旨公示ス

明治廿七年二月　日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

灰汁附部員永田源次郎職工
岐阜縣揖斐國養老郡高田町
西脇金次郎

© Kyozomekai

中形染部員桑原善助職工
京都市三條通堀川角
相生乙次郎

同　同人職工
富山縣鹽中國鞆色郡八尾東町
長源佐一郎

同　鹽川步天郎職工
丹波國桑田郡鶴岡町古世東堅町
笠井平吉

同　同人職工
伊賀國綾部郡桑町
相生勇次郎

同　同人職工
大阪市北區西野田王川町一丁目
伊藤銀次郎

同　同人職工
滋賀縣近江國坂田郡大原村
鹿取龍三郎

小紋染部員有田宗太郎職工
京都市上京區千本通三條上ル
山川喜一郎

同　平井安太郎職工
京都市上京區猪熊通御池下ル
山田安三郎

艶打部員新谷久造職工
富山縣鹽中國東礪波郡平村
山本辰造

糸絞黒染部員佐藤清助職工
京都市上京區二條通堀川東入
齋藤辰吉

練物部員石井佐吉職工
愛知縣名古屋市押切町
三輪萬次郎

同　同人職工
滋賀縣野洲郡守山村字吉見
北脇彌三郎

同　同人職工
京都市上京區五辻通千本東入
高橋源蔵

同　同人職工
石川縣石川郡河内村字自山
[illegible]

同　同人職工
京都市上京區東堀川通下立賣下ル
近藤松之助

同　同人職工
兵庫縣丹波國多紀郡北河内村
明山紫三郎

糸絞黒染部員田村藤吉職工
兵庫縣城崎郡奥佐村字爛村
秋山拾吉

同　同人職工
兵庫縣下養父郡宿南村
岸本其一

練物部員杉本卯兵衛職工
奈良市西新屋町
橋本隆蔵

同　同人職工
滋賀縣神崎郡栗見村
脇本德三郎

同　同人職工
福井縣足羽郡下文珠村太田平民
塚田留次郎

同　同人職工
石川縣能美郡河野村源本野
浦仁三郎

同　同人職工
滋賀縣坂田郡長濱町
田邊助蔵

同　同人職工
伊賀國阿山郡廣中村
北崎鎮次郎

同　同人職工
能登國鹿島郡[illegible]町村
上野市太郎

同　同人職工
近江國大津市大門町
福田亥之吉

同　同人職工
下京區新町通錦小路上ル
早川長五郎

同　同人徒弟
京都市上京區猪熊通中立賣上ル
[illegible]本理右衛門

洗色抜部員田中富之助職工
京都市下京區柏屋通大宮西入
川端岩次郎

小紋染部員小川米次郎職工
越前國今立郡神明村字鳥羽中
田賀喜太郎

同　同人職工
高野郡未雀野村字壬生
山本春吉

同　同人職工
京都市上京區御池通猪熊東入
吉田管造

同　橋本正太郎職工
滋賀縣甲賀郡大原村字鳥居野
雲與吉

小紋染部員古川新助職工
名古屋市南大津町二丁目
寺澤忠一

公示第二號

左記名ノ者儲主ト示談ノ上解雇ノ手續キヲナシタリ此段公示ス

明治廿七年二月　日
京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

小紋染部員澤田佐七徒弟
美濃國鳥羽郡
坂井由治吉

同　富田伊助徒弟
京都市下京區猪熊通佛光寺下ル
千坂佐太郎

紅染部員高保德次郎徒弟
兵庫縣氷上郡垣柴町
上田三吉

同　同人徒弟
京都市上京區千本通下立賣下ル
盛見與一郎

中形染部員杉本政次郎徒弟
岐阜縣羽栗郡三宅村

中形染部員本政大郎徒弟
富山縣東礪波郡井波村
高倉留吉

友仙部員山本久兵衛徒弟
京都市[illegible]ケ井通四條下ル
[illegible]郎勇次郎

紋模模糊織部員村柴吉徒弟
京都市[illegible]通二條下ル
田中柴治郎

製物部員[illegible]徒弟
滋賀縣[illegible]八日市町
小林庄太郎

紺染部員[illegible]本伊助徒弟
滋賀縣[illegible]大上郡川瀬村村字丈方
忠田喜三郎

茶染部員平染[illegible]助徒弟
京都市上京區[illegible]町通智惠光院西入
菅原柔太郎

練物部員小[illegible]郎徒弟
但馬國[illegible]郡[illegible]新田村
[illegible]上和吉

紋上書部員[illegible]田中仁一郎徒弟
滋賀縣高島郡南庄村
[illegible]井來松

浸落部員[illegible]原[illegible]吉徒弟
滋賀縣近江國高島郡青柳村
中村和吉

中形[illegible]部員[illegible]井[illegible]太郎徒弟
岐阜縣山形郡岩野田村
浦崎[illegible]

同　同人徒弟
岐阜縣山形郡岩野田村
村瀬政次郎

茶染部員[illegible]郎徒弟
京都市下京區古門前通大和大路東入
森為次郎

湯熨斗部員[illegible]郎徒弟
京都市下京區[illegible]ケ井通魚棚上ル
佐々木[illegible]

糸絞色染部員佐々木八兵衛徒弟
近江國滋賀郡[illegible]村

寒晒紺染　量
正紺染　〃
暗白　〃
生藍紺　〃
紅染　〃
部部染物　〃
合計　〃

三　組合經費徵收ノ實況

黒年工況不振ノタメ徴收上大ニ困難ヲ感シタリシモ未納者ニ對シテハ其事實ヲ調査シ理由ノ存スルモノハ猶敢期限ノ猶豫ヲ與ヘテ其義務ヲ果サシメ其理的ニ納付ヲ拒ムモノハ種々說諭ヲ加ヘ尚ホ應セサルモノハ執達吏ノ手ヲ經テ強制セシメタリ然レトモ尚ホ後算類ヨリ四百六拾餘圓ノ未納者ヲ生シタリ之レラ之ヲ對シテハ目下其處分ノ手續中ニアルモノトス

四　職工徒弟

左ノ統計表ニ據テ見レハ職工數ニ於テ五百二十五人徒弟數ニ於テ三百五十六人ヲ前三十四年度ヨリハ減少シタリ其原因ハ黒年引續キ工業不振ノタメ各自其業務縮少ノ方針ヲ採リ隱テ一時無職ノ止ムヲ得サルニ出ツルモノ其原因ナルカ如シ然レトモ一方印ノ如ク增加ヲシモアルモ是レ工況繁多ノタメニ生シタル結果ニアラスシテ當組合カ職工徒弟取締ノ厳行シ各戸調査ノ上從來無屆ノモノヲ更ニ屆出ノ手續ヲ爲サシメタル結果ニヨル而シテ先ヲ解雇セラレタル職工徒弟ノ多クハ同業ヲナシ各自ノ經驗ヲ有スル業務ニ就ク

○京都染物同業組合職工徒弟統計表

部名　三十四年度比較　三十五年度比較　三十六年度比較

部名	三十四年度	三十五年度	三十六年度	增減	三十四年度	三十五年度	三十六年度	增減
友仙	男	男	男		女	女	女	
下書彩色模模染	男	男	男		女	女	女	
紺染	男	男	男		女	女	女	
形部	男	男	男		女	女	女	
藍染部	男	男	男		女	女	女	
紋模模糊織部	男	男	男		女	女	女	
紋上書部	男	男	男		女	女	女	
練物部	男	男	男		女	女	女	
中形絣染	男	男	男		女	女	女	
湯熨斗	男	男	男		女	女	女	
絣染	男	男	男		女	女	女	
白	男	男	男		女	女	女	
生藍絣	男	男	男		女	女	女	
紅染	男	男	男		女	女	女	
部部染物	男	男	男		女	女	女	
合計	男	男	男		女	女	女	

五　製產額及其代價

日清事件以來引續キタル經濟界ノ不振ハ漸々其度ヲ高メ爾來順復ノ見込ナキ金融緩慢ニメ需用供給ノ平衡ヲ失ヒ實業界ハ常ニ衰寂ノ有樣ナリシカ特ニ吾工業ノ如キ一層ノ悲境ニ陷リタリト雖モ僅ニ地方農作ノ豐饒ナリシ爲ノ減部分ハ其需用ヲ以テ一樣ノ命脈ヲ繋キ得タルカノ感アリシ故ニ商估ニ於テモ從前ノ如ク一時見込仕入ヲナスカ如キ活潑ナル商勢ナク只機運ノ熟スルヲ待テリ

明治廿五年度中ノ製造高及其價格

業名	一月ヨリ六月迄 上半期製造高	七月ヨリ十二月迄 下半期製造高	製造高總計	一月ヨリ六月迄 上半期製造價格	七月ヨリ十二月迄 下半期製造價格	製造價格總計
友仙部	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
下書彩色模模染部	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
茶染部	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
形部	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
藍染部	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
紋模模糊織部	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
紋上書部	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
練物部	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
中形絣染部	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
湯熨斗部	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
絣染部	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
白部	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
生藍絣部	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
紅染部	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
部部染物部	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

●組合員數　明治三十六年十二月末調に據れば組合員の現在數は二千五百十一戸なり然れども此内兼業者及行衰不明の一百〇三戸あるを以て實際の數は二千三百九十八戸なり之れを部分すれば左の如し

友仙部	四百三十七戸
下書彩色部	百〇五戸
茶染部	百五十八戸
形部	百十六戸
藍染部	九十六戸
模模糊織價部	百四十一戸
紋上書部	三十七戸
練物部	十七戸
中形絣染部	二百十三戸
湯熨斗部	七十七戸
絣染部	九十七戸
白部	十三戸
生藍絣部	三十一戸
紅染部	十八戸
部部染物部	八十二戸

© Kyozomekai

業名	自一月至六月製造高	自七月至十二月製造高	合計製造高	自一月至六月製造價格	自七月至十二月製造價格	合計製造價格
糸絞部	九戸	十四戸				
絞打部	七十三戸	五戸				
絞上書部	百十五戸	八十四戸				
絞物部	五十二戸	五十四戸				
中形部	六十二戸					
晒駝斗部	百九十七戸					
小紋染部	百四十戸					
手拭染部	十六戸					
裏地裏物部	五十二戸					
正體染部	四十戸					
友禪	三百五拾五万七千五百五拾五枚	三百五拾五万七千五百五拾五枚	七百拾壹万四千五百拾壹枚	三百拾壹万五千五百拾壹枚	三百拾壹万五千五百拾壹枚	六百二拾三万千五百拾壹枚
下絵染	百拾壹万五千五百拾壹枚	百拾壹万五千五百拾壹枚	二百拾壹万千五百拾壹枚	百拾壹万五千五百拾壹枚	百拾壹万五千五百拾壹枚	二百拾壹万千五百拾壹枚
型

染物部員同人徒弟　木下繁三郎
同　部員同人徒弟　小川半次郎
同　部員同人徒弟　藤尾熊次郎
同　部員同人徒弟　菅水宣猷
紋織物製造部久世喜兵衛徒弟　佐々木喜三郎
引染部員世内半太郎徒弟　森島仙吉

公示第七號

左記ノ者ハ職工徒弟取締規則ニ抵觸スルモノニ付貰今組合員ニ於テ使用スルコトヲ停止ス

明治三十七年三月二十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

小紋紺染部富田伊三郎徒弟
滋賀縣栗田郡草津町　右川セヲ
友仙部安田貫一郎徒弟
岐阜縣安八郡大垣町室　河合敬次郎
同　部員同人徒弟
岐阜縣羽島郡竹ヶ鼻町本町　淺野徒次郎
同　部員久保田安吉徒弟
京都市下京區新染師通油小路西入　小野田忠次郎
小紋紺染部橋本正太郎徒弟
尼崎國愛知郡呼續村豊田　横井兼吉

公示第八號

左記名ノ者組合定狀ニ違リ本組合職工名簿ヘ登記セリ此旨公示ス

明治三十七年三月二十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

小紋紺染部同村善吉職工
京都市下京區第上通錦小路上ル　伊藤常次郎

雜報

●部長更迭　改撰の結果中形紺染部長桑原善助絞織部長陣内吉の二氏辭任其後任者に平井嘉吉藤檢藤次郎の兩氏當撰就任せらる

●紺染部役員改撰　部總會に於て改撰の結果左の諸氏當撰就任

同部長　安平義準
評議員　安平義準
同　永井定七
同　西村菅三郎
同　永井忠次郎
同　永井忠次郎
會計　永井忠次郎

●京染業組會　客月八日西陣大寶樓に於て開會す出席者數十名本會會計主任桂茂助氏漸期辭任に付後任者に同村栄治氏當撰就任せらる

●評議員會例會　毎月十六日午後を期し組合事務所に於て開會のことに決議せり故に今後は該日の有無に關せず同日を以て例會日と定められたるなり

●染織學校生徒募集　京都市立染織學校に於ては本學期即ち四月初旬より入學試驗を挙行し染織部及別科とも若干名つゝ入學を許す筈なり而して高等小學校卒業のものは無試驗にて本科一年生へ高等二年卒業のものは無試驗にて豫備一年生へ入學を許し別科は總て學齢以上の志願者を收容するものにて別に入學試驗を要せざる趣きなり夫れに就き同校長金子氏より次項の書面を送られたり一瞥して大に吾組合員の冷淡にて平素若眼しある處の狹小なるを嘆ず望ひらくは吾市費を以て立つもの宜しく吾か市民の福利を圖るに熟心なれ

拜啓貴組合益御隆盛之段大慶之至りに堪へず偖て戰爭終局後我實業界は如何なる狀況を呈する哉を考ふるに全世界之注目を惹き我輸出貿易益々旺盛となるべきは疑を容れず此時に當り實業教育を受けたる人物之必要を感ずるは論を俟たず然るに現在之染色業者之狀態を察するに殆ど皆無之教育を受けんとするもの頗る少數なり即ち貴組合員就千五百十五名あれども其子弟にして本校教育を受けつゝあるもの百二十分之一に足らず此の如きは頗る憂ふべき現象なりと謂はざるべからず幸ひ本校は本市染色界之爲め必要之教育を施し得ると共に管業者の子弟は可成本校へ入學せしめらるゝ樣充分御奮力之程希望の至りに堪へず有得貴意候

明治三十七年二月二十五日

京都市立染織學校長　金子篤壽

京都市立染織學校長　金子篤壽

●京都出品協會　別項博覽會に關する京都出品協會規則は左の通りなり

内國製産品評會京都出品協會規程

第一條　本會ハ本年三月十五日ヨリ大阪ニ開設セル内國製産品評會ニ費シ出品利便ノ爲ノ左ノ事務ヲ處理スルヲ以テ目的トス

一　出品市込者出品目錄其他書類取扱ノ事
一　出品陳列場撰定及ヒ陳列區畫制定ノ事
一　出品物陳列及ヒ装飾ノ事
但シ特別ノ意匠ヲ要スルモノハ出品者ノ自辨トス
一　看護人雇入及ヒ監督ニ關スル事
一　出品上ニ關シ品評會事務所ヘ交渉應對ノ事

第二條　京都市内出品者ハ何人ニテモ本會ニ加入スルコトヲ得
但シ加入ノ節會費トシテ一名ニ付金壹圓ヲ納入ヲ要ス

第三條　本會員ハ左ノ割合ヲ以テ出品費用ヲ負擔スルモノトス
一　陳列場及ヒ陳列戸棚一間（間口六尺奥行三尺）ニ付金參圓（但シ自家調製陳列棚ヲ使用スル時ハ金壹圓五拾錢トシ陳列上特別ノ器具ヲ要スル時ハ實費負擔）
（備考）品評會規則ニテハ陳列場及ヒ陳列棚一間ニ付金八圓ヲ要スルモ本會ハ品評會ト交渉ノ結果本項ノ如き為ニテ取扱フ
一　出品物實上代金五歩
（備考）品評會ハ實上ノ價格ヲ鑑定シ
一　看護人給料自辨
（備考）昨年實店員ノ經驗ニテハ一人ニテ一名一日平賃以上拾錢以内ナリ
第四條　本會ハ出品者ニ代シテ相當保證ヲ爲シ又看護人ニ對シ公平ニ一ヶ月ヲ期スト雖モ天災火災盜難其他ノ事ニ因リ生ロタル損失ハ其責ニ任セズ
第五條　本會事務所ハ五二ヶ京都本部内ニ設ケ其出張所ヲ大阪ヶ宮品評會場内ニ設ク
第六條　本會事務整理ノ爲左ノ職員ヲ置ク
會長　一名
幹事　若干名
内一名ヲ任シ一名ヲ司計トス
委員　若干名
事務員　若干名
第七條　會長ハ五二ヶ京都本部長之ニ任ス
會長ハ職員ノ應托會務ヲ統理ス
幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ事務ヲ分掌ス
委員ハ重要事務ニ對シ之ヲ評決ス
事務員ハ諸雑事務ニ從事ス
第八條　本會ハ出品事務ノ「算」ヲ以テ解散ス
第九條　京都出品協會ノ支出費
收入之部
一金壹百圓　人會金百人分
一金參百圓　地代戸棚百間貸賃料
一金六百圓　出歩金
（右ハ賃上高壹萬貳千圓ト見積リ此歩金五歩ニテ）
計金壹千圓也
支出之部
一金參百五拾圓　戸棚百間借入料
一金貳百四拾圓　陳列棚百間借入料
一金百五拾圓　事務員及ヒ小使給
一金五拾圓　製飾費
一金五拾圓　事務費

一金五拾圓　役員旅費
一金五拾圓　雜費
一金六拾圓　豫備費
計金壹千圓也

●同時博覽會彙報　前號既に報導せし通り同博覽會に關する出品奬勵委員は當組合より左記の諸氏を挙けて博覽協會へ屆出て各自へ嘱托書を發したる筈なり即ち平沢清三郎荒川吉之助下畑彩色兼田熊房太郎錦布文由治十鳳忠次郎絹帛友仙吉岡宗次郎茶染上田清太郎小倉清兵衛帶染加藤善七引染絞村吉三郎二染下村專之助裏地藤田次兵衛小紋染島田九七郎形染平井嘉吉糸織鳥羽倫郎次郎型染山田牛吉兼吉次郎打水野栄次郎紋上書井源英之助形彫中村藤次郎田邊助浸落西島庶吉糸髮黒染佐藤由吉浴色染春川德三郎正紺染小谷佐兵衛組合事務員中子敬の廿三氏なりし二月廿九日出品奬勵委員會を開き出品に關する諸設備の議をなしたるに同會に於ける幹事長一名幹事九名を推選したるに前者は幹事長に佐藤清助氏なりしも同氏は辭して之を得さる事故の爲め辭退ありしを以て更ちに木村勘兵衛氏を挙けたり幹事には吉岡宗次郎氏鳳忠次郎田邊房太郎上田清太郎小倉清兵衛島田牛七井深英之助荒川吉之助加藤善七の諸氏なり以來諸氏は熱心に部員の勧誘に勉められ夫に其成績を得へ今日の處にては最早陳列すべき地なしと何分宣回當組合の出品陳列棚は第五號内國勧業博覽會に使用せし分を引取り新調したるものなるを以て大に旧面目を改めたり故に從前は出品取扱ち引取りたるを以て陳列棚数は四拾間に達少せり且下四拾間に對する申込は既に滿ちたるを以て此後の申込は謝絶せざるを得ず故に今後は出品者は本月廿二日午後六時より幹事會を開き同會に要する經費の徴収及陳列場間数割當て其他の件に付き協議せり尚分從來の陳列方法は各自思ひ〳〵の陳列となりしを改せざるを以て大に不体裁を極めたるを以て之は成るへく其方法を改め出來得べく人目を惹ク様に腐心する筈なり本出品物も到日迄には必ず取纏へ開會間際に至りて一時に搬入するか如き輩は總て許さるることに定めたり故に此際出品者諸氏は遠くも來る廿八日迄に出品物を當組合事務所へ送附せらるへし

●大阪商品館　大阪に於ても本月十五日以來今宮元博覽會場に於て市立博覽會の開催ある筈にて當組合も之に賛同し夫れ〳〵組合員の勧誘をなしたる次第なるか尚同市に於て標題の如き設置をなし大に需用供求上の紹介をなすと京都市役所より當組合へも通知し來りたり希望の向は當組合へ申込まるへし其今規則の内を抜萃して參考に供ふ

大阪商店
改良會附屬大阪商品館規則抜萃

本館ハ大阪商店改良會ノ趣旨ニ基キ内外ノ商品ヲ陳列販賣シ出品ノ審査品評ヲ爲シ商取引上改善ノ實ヲ示シ内外顧客ノ便益ヲ謀リ各自ノ信用ヲ高ノ販路ノ擴大ヲ圖ルヲ以テ目的トス

本館ハ南區今宮元第五回博覽會參考館内ニ設置ス

本館ノ當期ノ開期ハ明治三十七年九月ヨリ同三十八年二月マテノ六ヶ月間トス
但シ都合ニヨリ伸縮スルコトアルベシ

本館陳列場ヲ大別シテ左ノ八部トス

一　工産部
二　機械部
三　美術部
四　水産部
五　農業部
六　雜品部
七　參考部
八　事務部

陳列場ハ甲乙ノ二種トシ甲ハ間口六尺奥行六尺ヲ以テ一區トシ乙ハ間口六尺奥行三尺ヲ以テ一區トス

陳列區ハ申込順ニ依リ之ヲ割當ルモノトス

出品セントスル者ハ開場一ヶ月前ニ本館事務所ニ就キ用紙ヲ求メ出品申込書ヲ差出スベシ

出品ノ示語ヲ得タルトキハ七日以内ニ規定ノ契約書ヲ差出シ且同時ニ一區ニ付保証金甲種金拾圓乙種金七圓ヲ納ムベシ

保証金ハ閉會後之ヲ返戻ス

出品陳列ハ出品者自ラ之ヲ爲スベシ

開場期當日迄ニ陳列ヲ終ラサルトキハ其ノ契約ハ無効トス此場合ニハ違約金トシテ保証金ヲ沒收ス

各出品ニハ本館ニ於テ調製シタル標紙ニ品名産地、出品人、賣價等ヲ記シ爲メ之ヲ添付スベシ

各出品者ハ其ノ使用陳列區域内ニ於テ見易キ場所ニ品名、商號、住所等ヲ記シタル標札ヲ掲クベシ

容積長大ナルモノ若クハ重量甚ダ大ナルモノヲ出品セントストキハ豫メ館長ノ承認ヲ經ルヲ要ス

出品者ハ自ラ出品ノ管理ヲ爲ス能ハザルトキハ代理トシテ看守人ヲ差出シ又ハ本館ニ管理ヲ委托スルコトヲ得

看守人ヲ差出サントスルトキハ其ノ氏名、年齢、住所等ヲ詳記シタル書面ヲ差出シ事務所ノ承認ヲ受クベシ看守人ヲ變更スルトキ亦同シ

看守人ノ行爲ハ出品者總テ其ノ責ニ任ス

看守人ニシテ不適當ト認ムルトキハ其ノ解任ヲ命ズルコトアルベシ

出品ノ管理ヲ本館ニ委托スルトキハ手數料トシテ賣上金高百分ノ五ヲ納付スベシ

出品ノ陳列装飾上他ノ妨害トナルベキモノアルトキハ之ガ撤去ヲ求ムルコトアルベシ

自己ノ借區ニ施工修繕等ヲ爲サントスルトキハ其仕樣書ヲ差出シ事務所ノ認可ヲ受クベシ

自己ノ借區ニ施工修繕等ヲ爲シタルモノハ退館ノトキ本館ノ都合ニヨリ之ヲ原形ニ復セシムルコトアルベシ

出品人ハ如何ナル場合ト雖モ賣買者ニ對シ直引又ハ値賣ヲ爲スヲ得ズ

出品ノ賣價ヲ變更セントスルトキハ本館事務所ニ屆出テ其ノ許可ヲ受クベシ

本館ノ都合ニヨリ陳列場ノ位置變更ヲ求ムルコトアルモ出品者ハ異議ヲ申立ルコトヲ得ズ

出品者ハ本館ノ示認ヲ經ズシテ自己ノ陳列區ヲ他人ニ貸與シ又ハ讓渡スコトヲ得ズ

陳列品ニ對シテハ相當ノ保護ヲ存スト雖モ水火、盜難、風、震、其ノ他避クベカラザル損害ハ本館其ノ責ニ任セズ

廢業又ハ其他ノ事故ニヨリ出品全部ヲ撤去シ退館セントスルトキハ一ヶ月前事務所ニ屆出テ其ノ承諾ヲ受クベシ

前項ノ場合ニ於テハ保證金ノ半額ヲ返戻シ其ノ承諾ヲ得タル日ノ、月ノ十五日前ニ在ルトキハ翌ニ在ルトキハ同ハズ總テ一ヶ月分ノ賃與料ヲ徴收ス

陳列區ハ總所ノ優劣ニヨリ別チテ一等區、二等區及ヒ三等區トス

陳列區ノ賃與料ハ甲種一等區一ヶ月金五圓、二等區同金參圓五拾錢、三等區同金貳圓」乙種一等區一ヶ月金參圓五拾錢、二等區同金貳圓五拾錢、三等區同金壹圓五拾錢トス

陳列區賃與料ハ毎月二十五日限リヶ之ヲ事務所ニ納付スベシ

●目下の染業界　開來不景氣の中にも見分の命脉を保ち來りたる吾か染業界の不況は最早其極点に達し二十九部中殆んど生色あるなしと云ふも可なるの現狀を呈したり何れの工場へ至るも多くの職人は火氣少なき火鉢を抱して圍繞するを見るのみにて一人の業務に就きあるを見るなし云りて失れが職人たるものは西陣地方の如く一時雇入れの慣工制度にあらざるを以て之を解傭することも出來ず殆んど當惑しつゝあるは現に目撃する處なり斯かゝる有樣なるを以て二月以來今日迄僅かに五十日間に於て廢業の手續をなしたるもの五十有名の多きに達し其多くは國稅負擔者の餘かたる人々なり聞して是れが廢業者に對し將來の就業方針を訪へは當時何れの業務も均しく不景氣なれは何事にも着手する能はず故に狭小なる住所へ轉し租稅或は家賃の負担を軽くするの目的をするにありと云ふに至りては實に酸鼻せざるを得ざるなり彼の西陣地方の如き僅かに一杯の粥を賜ふて餓命を繋くが如き惨狀は當組合に於ては見るを得ざるも此儘にして活氣を呈するの期なくば勢ひ衰に立至らざるを得ざるべしとて組合當局者は之れが救濟策

© Kyozomekai

上謝するの必要と認め目下其取調へに從事中なり

●集會人交迭　京染會及第六回京染協會集會人は是迄使丁北村政次郎として担當せしめ來りたるも今般部會に依り吉田安蔵と交迭せしめ會集會人は組合經費の集會人に穿更せしめたり

●茶染部々經費收支決算及豫算　當組合茶染部の三十六年度中の部經費收支決算及び三十七年度の豫算は左の通り決定せり

明治三十六年茶染部經費決算

收入ノ部

一金壱拾圓	市公債利子
一金拾圓	勸業債券利子
一金拾貳圓七拾錢壱厘	前年度繰越金
計金五拾貳圓七拾錢壱厘	

支出ノ部

一金壱圓〇八錢	公債利子所得
一金貳拾七圓五拾八錢七厘	勸業費
一金七圓五拾錢	役員報酬
一金九圓〇四錢	會議費
一金貳圓拾錢五厘	雜費
一金壱圓九拾錢	一時借入金見越
計金四拾九圓貳拾壱錢貳厘	
差引長金壱圓四拾九錢壱厘	

明治三十七年度茶染部經費收支豫算

收入ノ部

一金四拾圓	公債及債券利子
一金壱圓四拾九錢壱厘	前年度繰越金
計金四拾壱圓四拾九錢壱厘	

支出ノ部

一金壱圓〇八錢	公債債券利子所得
一金拾七圓	會議費
一金拾五圓	勸業費
一金七圓五拾錢	報酬
一金貳圓九拾壱錢壱厘	雜費
計金四拾壱圓四拾九錢壱厘	

●職工徒弟勝賀會　當組合の組織に係る職工徒弟勝賀會は來る四月十五日より開催する筈にて入學志願者は本月中に申込みありたし

廣告

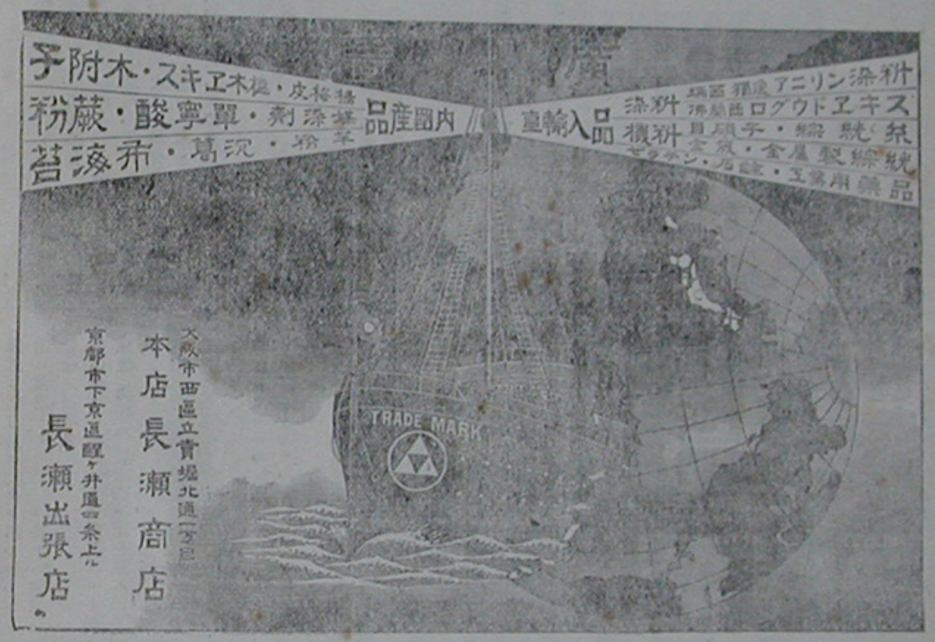

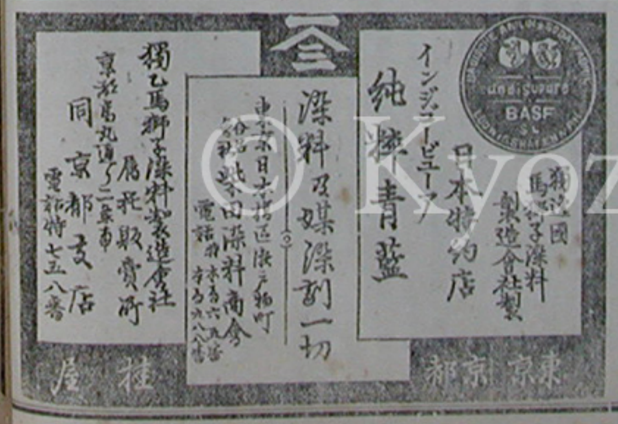

京都三條通油小路東入
廣口豐次郎

京都染物同業組合月報

公示

公示第九號

左記ノ者當組合記名職工徒弟名簿ヘ登記セリ此旨公示ス

明治三十七年四月二十六日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

糸經色染部後藤文次郎徒弟
京都市上京區三本木通荒神口下ル
赤松秀一郎

同部同人徒弟
但馬國朝來郡豊岡町豊岡
山脇重次郎

同部同人徒弟
京都市上京區今出川通室町西入ル
今子町
山沼與一

同部同人徒弟
京都市上京區西陣織屋町通竹屋町下ル
笹屋町
長谷川市太郎

紋上書部山内西吉徒弟
京都市上京區上長者町通小川西入
佐橋清二郎

小紋絣染部丑松徒弟
伊豆國賀茂郡長濱町北船町
阿部源二郎

糸經色染部後藤治郎徒弟
京都市上京區油小路通夷川上ル横
本町
橋本清吉

公示第十號

左記ノ者當主示談ノ上解雇ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

明治三十七年四月二十六日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

友仙部八木德太郎徒弟
京都市下京區八條通大宮西入
八條町
三角巳之助

同部同人徒弟
岐阜縣本巣郡彈正本温井
松永乙松

茶染部吉田德左衛門徒弟
尾張國葉栗郡光明寺村光明寺
稲葉藤三郎

同部同人徒弟
尾張國丹羽郡旭村山尾
鷲松太郎

同部同人徒弟
尾張國葉栗郡飛保村前飛保
古田國左衛門

小紋絣染部青谷丑松徒弟
岐阜縣安八郡大垣町東郷町
安藤豊次郎

糸經色染部後藤時之助徒弟
滋賀縣湖東郡坂本村坂本
寺本嘉吉

茶染部佐藤愛三職工
福井縣遠敷郡小濱町小濱
池田鉄之助

同部同人徒弟
京都府愛宕郡鞍馬村二ノ瀬
安達長太郎

同部同人徒弟
京都市油小路通下長者町下ル
朝見久次郎

同部同人徒弟
京都市長屋町竹屋町下ル
長谷川市太郎

紋上書部佐々木嘉助徒弟
福井縣遠敷郡小濱町今宮
村上久三郎

糸經黒染部三田清三郎徒弟
滋賀縣東浅井郡地水村
松岡敬蔵

同部同人徒弟
鳥取縣倉吉町新町
中尾仙蔵

同部同人徒弟
美作國西北條郡津山町田町
金森角次郎

下書彩色模様染部林伊太郎徒弟
大阪市北區曽根崎町
松尾岩吉

同部同人徒弟
京都市銅藥師通東入ル
平井藤太郎

同部同人徒弟
大阪市南區天王寺谷町筋刷絵上ル
浅由茂次郎

同部同人徒弟
京都市油小路通一條上ル
井脇治三

裏物部藤田伊之助徒弟
岐阜縣養老郡養老村
荒井松吉

同部宮木定吉徒弟
滋賀縣高島郡朽木村井
藤野與十吉

同部同人徒弟
滋賀縣高島郡朽木村井
藤井與三吉

同部同人徒弟
京都市上京區丸太町上
辻井安次郎

浅色模部杉山治三郎徒弟
奈良縣機城郡川西村結寄
片岡清七

友仙部吉田治七徒弟
岐阜縣養老郡笠郡村上郷
西脇萬吉

同部同人徒弟
福井縣大野郡上庄村東中込
木下市松

同部同人徒弟
京都市大宮通佛光寺西入ル
小西米吉

糸經黒染部山岸孝十郎徒弟
福井縣三方郡耳村興願寺
久保米吉

小紋絣染部青谷丑松徒弟
滋賀縣野洲郡北里村十王町
木田幸次郎

同部同人徒弟
丹波國氷山郡黒井村野村
近藤由松

友仙部平田小三郎徒弟
戸島信三郎

同部同人徒弟
長田米次郎

同部同人徒弟
愛知縣海西郡飛鳥村正成新田
鈴木吉兵衛

裏物部横江善治郎徒弟
滋賀縣伊香郡木本村黒田
藤田喜四郎

同部同人徒弟
鳥取縣鳥取市平路町
吉村吉兵衛

同部同人徒弟
滋賀縣坂田郡長濱寺三津屋町
岩田外治郎

浸染部田中佐助徒弟
京都市上京區桔屋町通九太町上
辻井安次郎

浅色模部杉山治三郎徒弟
奈良縣機城郡川西村結寄
片岡清七

友仙部吉田治七徒弟
岐阜縣養老郡笠郡村上郷
西脇萬吉

同部同人徒弟
福井縣大野郡上庄村東中込
木下市松

同部同人徒弟
京都市大宮通佛光寺西入ル
小西米吉

糸經黒染部山岸孝十郎徒弟
福井縣三方郡耳村興願寺
久保米吉

小紋絣染部青谷丑松徒弟
滋賀縣野洲郡北里村十王町
木田幸次郎

同部同人徒弟
丹波國氷山郡黒井村野村
近藤由松

友仙部平田小三郎徒弟
戸島信三郎

同部同人徒弟
長田米次郎

同部同人徒弟
愛知縣海西郡飛鳥村正成新田
鈴木吉兵衛

裏物部横江善治郎徒弟
滋賀縣伊香郡木本村黒田
藤田喜四郎

同部同人徒弟
鳥取縣鳥取市平路町
吉村吉兵衛

同部同人徒弟
滋賀縣坂田郡長濱寺三津屋町
岩田外治郎

© Kyozomekai
© Kyozomekai

小紋型染部三德木太郎徒弟
滋賀縣坂田郡長濱町北船町　阿部源二郎
糸綛馬染部三田清三郎徒工
滋賀縣上蒲生郡中野村大脇　中村榮吉
同部同人職工
滋賀縣滋賀郡膳所村　飯塚末太郎
同部同人職工
京都市今小路通御前西入ル　小田宗吉
同部同人職工
京都市西洞院通一條下ル　林熊吉
同部同人職工
滋賀縣蒲生郡中野村大脇　森川政次郎
同部同人職工
滋賀縣滋賀郡坂本村　上田平三郎
同部同人職工
滋賀縣坂田郡神照村馬場　飯部平造
友仙部村上理利職工
京都市大宮通五條上ル五條町　折田忠治郎
同部同人職工
京都市大宮通八條下ル東寺町　久保トノ
練物部杉本宇兵衛職工
福井縣足羽郡下文珠村太田　環田留次郎
同部同人職工
能登國鳳至郡西町村東大味　小谷五八
同部同人職工
伊賀國阿山郡府中村　北崎鉄次郎
同部同人職工
能登國鳳至郡西町村東大味　上野市太郎
同部同人職工
滋賀縣神郡栗見村乙女　脇治三郎
同部同人職工
石川縣能美郡村野源本野　浦仁三郎
同部同人職工
石川縣鳳至郡西町村伏戸　増田勝太郎
同部同人職工
滋賀縣高島郡朽木村朽生　澤井吉松
同部同人徒弟
丹波國北桑田郡周山村魚内　栗山爲次郎

雜報

●小紋紋染部規約　當組合小紋染部は左の部規約を規定し部員の技精を理め賃金の一定を圖り協同一致の行動をなすと
京都染物同業組合
小紋型染部規約
第壹條　本部員ハ組合定款ヲ遵守シ業務ヲ誠一
德義ヲ重ンシ信用ヲ保チ職工徒弟ノ教養ヲ務ムルヲ以テ目的トス
第貳條　本部ハ其目的ヲ期スル爲メ左ノ役員職員ヲ設ク
一部長　壹名
一副部長　壹名　但シ會計兼任
一幹事　名
第參條　本部役員ハ部會議員ヲ兼ネルコトヲ得
第四條　當部役員及議員ノ資格ハ組合ノ定款第貳拾九條及第參拾條ヲ準用ス
第五條　當部役員ノ辭任ニ就テハ組合定款第參拾六條ヲ準用シ後任者ヲ定メタル後ニ非ラサレハ其職ヲ退クコトヲ得ズ
第六條　役員職員ノ任期ハ滿貳ケ年トス
但シ滿期再選スルコトヲ得
第七條　役員職員ニ欠員ヲ生シタルトキハ補欠選擧ヲ行フ
但シ補欠選擧ニ當選シタルモノハ前任者ノ殘任期ヲ就職スルモノトス
第八條　當部役員職員ノ職務ハ左ノ如シ
一部長ハ部內一般ノ事務ヲ總理シ部員ヲ代表ス
一部總會又ハ議員會ヲ招集シ其議長トナリ議事ヲ整理ス
一副部長ハ部長ヲ補佐シ部長事故アルトキハ其事務ヲ代理シ及部會計ヲ兼任シ部ノ金錢出入ノ事務ヲ處理ス
一幹事ハ區ヲ代表シ營業上ノ統一ヲ圖リ及營業上重要ノ事件アルトキハ部長ニ稟議シ其事務ヲ處理ス
第九條　部會ハ部議員ヲ以テ組織ス
一部會ハ通常會及臨時會ノ區別トシ通常會ハ毎年壹回開會シ左ノ事項ヲ協議ス
一臨時會ハ臨時出來ノ要件ヲ討議ス
一部費ノ收支豫算並ニ賦課徴集方法及其認定
一當部員ノ營業上利害ノ關係ヲ有スル事件
第拾條　部會ノ招集ハ開會參日以前ニ組長ニ屆出テタル後之ヲ通告スルモノトス
但シ再招集又ハ臨時緊急ヲ要スル場合ハ此限リニアラズ
第拾壹條　部會ハ議員過半數ノ出席ナキトキハ議事ヲ決議スルコトヲ得ズ
但シ再招集ヲ爲シタルトキハ此限リニアラズ
第拾貳條　議事ハ出席議員過半數ノ同意ヲ以テ決議ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
第拾參條　決議ノ事項ハ參日以內ニ組長ニ報告スヘシ
第拾四條　部總會ハ部長ニ於テ必要ト認ムルトキ之ヲ開ク幹事ハ部員過半數ノ出席アルニ非ラサレハ決議スルコトヲ得ズ
但シ同一事件ニシテ再度ノ招集ヲナサレタルトキハ此限リニアラズ
第拾五條　部總會ニ於テ決議スヘキ事項左ノ如シ
一　部規約ノ改正及變更ノ件
二　工賃金ノ標準ヲ定ムル件
三　部員ノ營業上關スル重要ナル事項
第拾六條　部總會及區會ノ會議規程ハ部會ニ關スル各條項ヲ準用ス
第拾七條　區會ハ部會及部總會ノ權限ニ屬セザル其區ノ利害ニ關スル事項ヲ議決スルモノトス

違約罰

第拾八條　部員ニシテ不良ノ技術ヲ施シ同業者ノ營業上ニ影響ヲ及ボスコトキハ部員ハ之ヲ部長ニ申告スヘシ
第拾九條　前條ノ申告ヲ受ケタルトキハ其事實ヲ調査シ正當ナル注意ヲ與フヘシ
第貳拾條　本部員ニシテ工賃ノ標準ニ違背シ取引ヲ爲シタルトキハ部長ハ申告ニ依リ事實ヲ調査シ其關係如何ニ依リ又ハ區內ヲ限リ其官通知ヲナスベシ
第貳拾壹條　本部員ニシテ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ是ヲ屋內見易キ所ニ掲示スヘシ
第貳拾貳條　部長ニ於テ通知ヲ發シタルトキハ同時ニ違約者ニ對シ其旨通知ヲナスヘシ
第貳拾參條　本部員ニシテ前條ノ處分ヲ受ケ不服アルモノハ通知ヲ受ケタル日ヨリ三日以內ニ部長ヲ經テ部會ニ申告シ其處分ノ取消シヲ請求スヘシ
第貳拾四條　本部員ニシテ第拾壹條ノ處分ヲ受ケ尚ホ違ムルノ情又ハ前第貳拾參條ノ期限ヲ過キタルノ二ニシテ最モ情狀ノ重キモノアルトキハ部長ハ之ニ對シ定款上ノ違約處分ヲ申請スルモノトス
第貳拾五條　取引ニ於テ不良ノ支拂ヲナサヤルモノアルトキハ當ニ其ノ申告ニ依リ部長ハ必ス部員一般ニ其事實ヲ通知スヘシ
第貳拾六條　左ノ行爲アルモノヲ認メタルトキハ之ヲ部長ニ申告シ部長ハ關係區ノ幹事ト協議シ事實ヲ調査シ五日乃至三十日間部員內ノ取引停止ヲ部內又ハ關係區ノ限リ通知スヘシ
但シ本條ノ場合ニ於テハ第壹條乃至第貳拾五條ノ各條ヲ準用ス
一　小紋紺染業者ニシテ白書業者ニ對シ其工賃不拂ノ行爲アリタル者又ハ未加入者ノ白書業者ト取引ヲナシタル者
二　白書業者ニシテ小紋紺染業者ニ對シ工賃ノ標準ニ違背シ取引ヲナシタル者
三　本部員ニシテ工賃ノ支拂行爲アリタル取

引主ノ染注文ニ應シタル者
四　不良ノ技術ヲ施シタル糸綛ヲ集メ若シクハ受ケ尚ホ其行爲ヲ改メザル者

罰則

第拾七條　部會ハ部會ノ決議ニ基キ違約者ニ對シ左ノ罰則ヲ適用ス
一　過失ノ程度ニ應シ戒告ヲ與フルコトアルベシ
二　違約者ニ對シ一定ノ期間ヲ定メ其間ノ取引ヲ停止スルコトアルベシ
三　違約者ニ對シ一定ノ期間ヲ定メ其間ノ取引ヲ停止シ且ツ其違約ノ程度ニ應シ金參拾圓以內ノ罰金ヲ課スルコトアルベシ
第拾八條　罰金ハ其違約者ノ所屬スル區ノ經費ニ充ツ
第拾九條　違約者ニ對シ罰則ヲ適用シタルトキハ其違約者ノ住所氏名及其違約ノ事實ヲ部會ニ報告シ其他ノ部會ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止シ且ツ其違約者ノ所屬スル區ノ幹事ヲシテ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第貳拾條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第貳拾壹條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第貳拾貳條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第貳拾參條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第貳拾四條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第貳拾五條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第貳拾六條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第貳拾七條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第貳拾八條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第貳拾九條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第參拾條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第參拾壹條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第參拾貳條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第參拾參條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第參拾四條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第參拾五條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第參拾六條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第參拾七條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第參拾八條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第參拾九條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第四拾條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第四拾壹條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第四拾貳條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第四拾參條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第四拾四條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第四拾五條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第四拾六條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第四拾七條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第四拾八條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第四拾九條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ
第五拾條　違約者ニシテ罰則ヲ適用シタル日ヨリ三年間ニ再ビ違約ノ行爲アリタルトキハ其違約者ノ所屬スル區ノ會員ニ通知シ其違約者ノ取引ヲ停止セシムベシ

違約罰ヲ就職スルモノトス

第八條　當部役員職員ノ職務ハ左ノ如シ
一部長ハ部內一般ノ事務ヲ總理シ部員ヲ代表ス
一部總會又ハ議員會ヲ招集シ其議長トナリ議事ヲ整理ス
一副部長ハ部長ヲ補佐シ部長事故アルトキハ其事務ヲ代理シ及部會計ヲ兼任シ部ノ金錢出入ノ事務ヲ處理ス
一幹事ハ區ヲ代表シ營業上ノ統一ヲ圖リ及營業上重要ノ事件アルトキハ部長ニ稟議シ其事務ヲ處理ス
第九條　部會ハ部議員ヲ以テ組織ス
一部會ハ通常會及臨時會ノ區別トシ通常會ハ毎年壹回開會シ左ノ事項ヲ協議ス
一臨時會ハ臨時出來ノ要件ヲ討議ス
一部費ノ收支豫算並ニ賦課徴集方法及其認定
一當部員ノ營業上利害ノ關係ヲ有スル事件
第拾條　部會ノ招集ハ開會參日以前ニ組長ニ屆出テタル後之ヲ通告スルモノトス
但シ再招集又ハ臨時緊急ヲ要スル場合ハ此限リニアラズ
第拾壹條　部會ハ議員過半數ノ出席ナキトキハ議事ヲ決議スルコトヲ得ズ
但シ再招集ヲ爲シタルトキハ此限リニアラズ
第拾貳條　議事ハ出席議員過半數ノ同意ヲ以テ決議ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
第拾參條　決議ノ事項ハ參日以內ニ組長ニ報告スヘシ
第拾四條　部總會ハ部長ニ於テ必要ト認ムルトキ之ヲ開ク幹事ハ部員過半數ノ出席アルニ非ラサレハ決議スルコトヲ得ズ
但シ同一事件ニシテ再度ノ招集ヲナサレタルトキハ此限リニアラズ
第拾五條　部總會ニ於テ決議スヘキ事項左ノ如シ
一　部規約ノ改正及變更ノ件
二　工賃金ノ標準ヲ定ムル件
三　部員ノ營業上關スル重要ナル事項
第拾六條　部總會及區會ノ會議規程ハ部會ニ關スル各條項ヲ準用ス

違約罰

第拾七條　區會ハ部會及部總會ノ權限ニ屬セザル其區ノ利害ニ關スル事項ヲ議決スルモノトス

違約者

第拾八條　部員ニシテ不良ノ技術ヲ施シ同業者ノ營業上ニ影響ヲ及ボスコトキハ部員ハ之ヲ部長ニ申告スヘシ
第拾九條　前條ノ申告ヲ受ケタルトキハ其事實ヲ調査シ正當ナル注意ヲ與フヘシ
第貳拾條　本部員ニシテ工賃ノ標準ニ違背シ取引ヲ爲シタルトキハ部長ハ申告ニ依リ事實ヲ調査シ其關係如何ニ依リ又ハ區內ヲ限リ其官通知ヲナスベシ
第貳拾壹條　本部員ニシテ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ是ヲ屋內見易キ所ニ掲示スヘシ
第貳拾貳條　部長ニ於テ通知ヲ發シタルトキハ同時ニ違約者ニ對シ其旨通知ヲナスヘシ
第貳拾參條　本部員ニシテ前條ノ處分ヲ受ケ不服アルモノハ通知ヲ受ケタル日ヨリ三日以內ニ部長ヲ經テ部會ニ申告シ其處分ノ取消シヲ請求スヘシ
第貳拾四條　本部員ニシテ第拾壹條ノ處分ヲ受ケ尚ホ違ムルノ情又ハ前第貳拾參條ノ期限ヲ過キタルノ二ニシテ最モ情狀ノ重キモノアルトキハ部長ハ之ニ對シ定款上ノ違約處分ヲ申請スルモノトス
第貳拾五條　取引ニ於テ不良ノ支拂ヲナサヤルモノアルトキハ當ニ其ノ申告ニ依リ部長ハ必ス部員一般ニ其事實ヲ通知スヘシ
第貳拾六條　左ノ行爲アルモノヲ認メタルトキハ之ヲ部長ニ申告シ部長ハ關係區ノ幹事ト協議シ事實ヲ調査シ五日乃至三十日間部員內ノ取引停止ヲ部內又ハ關係區ノ限リ通知スヘシ
但シ本條ノ場合ニ於テハ第壹條乃至第貳拾五條ノ各條ヲ準用ス
一　小紋紺染業者ニシテ白書業者ニ對シ其工賃不拂ノ行爲アリタル者又ハ未加入者ノ白書業者ト取引ヲナシタル者
二　白書業者ニシテ小紋紺染業者ニ對シ工賃ノ標準ニ違背シ取引ヲナシタル者
三　本部員ニシテ工賃ノ支拂行爲アリタル取

歳吉廣氏に嘱托せり目下始業時間は午後七時より終業午前九時に至ること同様なれども日の長短に據り改定せらるゝことあるべし即して生徒は尋常小學校卒業の程度を以て甲乙の二組に分ち他に選科を置き日已の終び學科の一部を專修し得るの便宜もあり現今其在籍生は左の如し

八木信行　山森作次郎　堀田源吉　植木隆藏　鹿谷長四郎　高須拾麿　大西菊三郎　小林孫次郎　須賀與吉　安田吉三郎　櫛口保太郎　藤原喜市　山寛次　秋田卯之助　櫻戸勝次郎　前田萬次郎　高木柳造　坂村幸作　村太一　加納音次郎　金森龜吉　才一郎　且田萬吉　竹田九市　小林貞次郎　田中拾吉　古谷光次郎　木村末次郎　菱木末次郎　川合清吉　高野石松　森田菊次郎　杉山字之助　櫻井勝次郎　本庄長之助　手塚音吉　湯淺兵吉　杉江益造　北村留吉　林作次郎　川島岩次郎　宇賀助丸　木村徳次郎　大仲巳之助　池田精吉　山崎徳治　井上清吉　中村政次郎　杉本忠次郎　弘田文次郎　堀田幸三郎　原田康次郎　渡邊業和　入田久吉

河野助次郎　土田佐三郎

杉本利兵衛

●博覽會報　其後當組合の出品に對する概況は本月十三日頃く出品締切となれり其出品せし部類を分ては友仙部、下書部、引染部、叢染、上絵部、小紋染部、浸落部、帶染部、紅染部、正絣部、裏地部、茶染部、手拭染部、更紗染、中形部、諸色染部の拾六部人員百廿三名出品点數五百拾五点なり例年に比すれば多少の減額なり是れ時局の影響亦詮方なしとするも廿九部を有する大組合にして殆んど其半數は出品をなさゞるものとすれば他の團体に對して大に遜色なき能はざるのみならず京染の名勢を內外に發表する上に於て遺憾千萬なり組合員の或るものは兎角勇氣に乏し因循なり世の不景氣の聲に雷同附和するは悲むべし察るに此際非常の果斷を以て不景氣と戰ふの決心あらんことを要す尋來入場者覽者は相當にあるも出品物の賣行は一向捗々しからず僅かに當圓內外の賣上げに過ぎずして去る二十日迄の勘定は僅かに四拾貳圓七拾五錢に過ぎざるなり出品は總体例年のものに比すれば隨分斬新のものあり特に彼の染物の整理の一部に加へらるゝ浸落の如き技術其もの丶一点に至りては成程と感せしひるものあり帶染の檢出向友仙染の鏈應用染帶地皮染の如き其他見るもの多々之れあり當組合員中審査員を嘱托せられたるは左の如し

石田容兵衛　木村勘兵衛　金山藤兵衛
岡島宇三郎　宮崎半兵衛　梅川徳三郎
岩本利兵衛　村井利八　今村寅吉
水井新之助　田畑房太郎　西島鶴吉
荒川吉之助

審査は去る二十日より施行せられつゝありて其審査規則は左の如し

第三回全國製產品博覽會審査部規程

第一章　總則

第一條　本會に審査部を置き左の職員を以て組織す

一　審査總長　一名
一　審査長　一名
一　審査幹事　一名

審査部長　若干名
高等審査員　若干名

第二條　審査總長は審査に關する一切の事務を總理す
第三條　審査幹事審査部長審査員高等審査員は會長之を嘱托す
第四條　審査長は審査部長并に審査員の指揮部類を定め審査部の事務を監理し總長事故ある時は之を代理す
一　審査部長は部內の事務を整理す
二　審査幹事は審査長を補佐して審査部の事務を監視し審査長事故ある時は其職務を代理す
三　審査員は本則の規程する通り出品審査に從事す

第二章　審査

第五條　一人にして多數出品あるときは總括して審査する事を得
第六條　出品者の族籍姓名は審査原簿に掛るべし
第七條　審査員は自已の出品は素より出品物の探否產出製作意匠考案等に參與せる物は審査すること得ず
第八條　本會規則第四章第二十七條但書に基き審査部長に於て審査の必要ある時は審査部に通告し出品の即賣を中止することを得
第九條　審査は出品につき品質形式加飾製作適用產額（見込）販路等を審査するものとす
第十條　審査は各自所定の用紙に付点すべし
第十一條　各類審査主任は審査の成績を取纏め審査部長に提出し審査部長は審査幹事を經て審査長に提出するものとす
第十二條　審査長は審査員をして再審査を爲さしひることあるべし此場合には審査員を增加することもあるべし
第十三條　審査長は別表成績を審査總長に提出すべし
第十四條　各出品の審査は三名以上の付点を要す
一　審査品各自の意見相一致するときは一付

点紙に進印するも差支へなし

第十五條　褒賞は出品者に對し之を授與するものとす

第十六條　授賞は左の得点數を以て標準とす
一等賞九十一点以上百点迄、二等賞七十六点以上九十点迄、三等賞六十一点以上七十五点迄、褒狀一等四十六点以上六十点迄、褒狀二等三十一点以上四十四点迄

第十七條　進歩賞は同等内の優等品に對し授するものとす

第十八條　審査に關する事項は決して他に洩漏すべからず

第十九條　審査員病氣其他の事故に依り欠席する時は其冒審査長に屆出づべし
但し欠席者は其審査に對し異議を唱ふることを得ず

第二十條　第七條第十九條の場合に於て審査員に欠員あるときは審査長は之を補充するものとす

第二十一條　總て審査濟の物品には審査濟の票箋を貼附すべし

第二十二條　審査員にして若し自己出品の審査を辭せんと欲するときは書面を以て其部類の審査着手前に審査部に屆出づべし

第二十三條　高等審査會に於て各部の擬證決定したるときは審査長は授賞人名錄を調製し審査總長を經て會長の決裁を受け總裁に具申すべし

第三章　高等審査會議

第二十四條　高等審査會議は審査總長審査幹事及び會長より特に嘱托したる高等審査會員を以て組織す

第二十五條　審査總長は高等審査會議を招集し其議長となる

第二十六條　高等審査會議は擬賞の適否及び各部類賞級の權衡を審案し擬賞を決する者とす

●外國博覽會　明三十八年度に於て白耳義國リユーヴユに於て萬國博覽會及北米合衆國ラレマン洲ポートランドに於て紀念萬國博覽會の開催せらるゝ趣きにて其筋より出品奬勵方を促し來りたる當組合は無論賛成すべき方針を決し之れ奮ふて吾が實業界の程度を遠く海外人に示し今後の進出上の階梯を造り度くの必要あるべし

●受賞　當組合創組長たる木村助兵衛氏は自己の使用する徒弟五十餘名に對し普通學の教養を なすべく既に數年以來其筋の認可を得て私立夜學校を起し爾來引續き開催せられつゝあり京都府教育會は大に其學を稱し賞狀の祝詞（代價五拾圓）一個の贈與を受けたり之れ木村其人の名譽のみならず吾が組合員中所謂の美譽を金つるの人あるを喜ぶ

●事務員の異動　當組合事務員たりし高木茂は都合に依り解職して小柳喜久太郎、小澤太平の二名を採用したり

試驗記事

インダンスレン　硫化染料
アニリンブラック　最新應用法

一、インダンスレンの新應用法

インダンスレンは明治三十四年の末始めて我國に輸入し、昨年より非常の勢を以て世の流行を見るに至れる餘の新染用の染料なり、而して此インダンスレンは近來其應用法を改良し、我國に於ける藍染の如く甕に建て以て藍染同樣の操作に依りて染色し得るに至れり、こは藍の染色につき十二分の厚味と熟練とを有する我國染色業者には最も適當の其法と認むるを以て今其法を述べて諸者諸子の實驗を促さんとす

インダンスレンは藍と等しく還元作用に依りて溶液の狀態にあらしむることを得、而して其還元劑として最も適當なるものは、水化亞硫酸曹達と苛性曹達或は亞鉛末と苛性石灰なりとす、今此等の還元使用し

インダンスレン　亞鉛末
インダンスレン　苛性石灰

を作らんと欲せば宜敷次の如くなすべし
尤も左記の分量は一石人の甕を用ゐて建つるときの場合なりとす

インダンスレン（泥狀）　九十六匁
水　一百六十六匁乃至百八十六匁
水化亞硫酸曹達液　百六十匁乃至一貫四百四十匁
苛性曹達液　九百六十匁乃至一貫四百四十匁

右の水化亞硫酸曹達液は十分の水化亞硫酸曹達を含有するものとす

先つインダンスレンを甕に入れ此中に攪氏五十度に熱したる前記の水を注ぎて能く浸排し次に苛性曹達液と水化亞硫酸曹達液とを注ぎて能く浸排し靜かに撹拌して放置するときは、三十分間にして充分なるインダンスレンの溶液を得らるべし、尤も最初より暫く温湯の添量を注がず、先つ三分の一の温湯を以て還元し充分還元したる上少量の水化亞硫酸曹達と苛性曹達とを添加したる温湯を注きて竟を充たすときは、一層容易く其還元液を得らるゝものなりとす

以上の如くして還元液を作るときは全く藍染同樣の方法に依りて木綿を染色することを得るものなり、尤も其染色は黄色を得るに困難なれども、淺黄色に於ては甕或はインヂゴーヒュアより一層鮮明なるのみならず其堅度は藍に優るも劣ることなし、又此染料にて染めたるものは硝酸或はクローム酸の如き、酸化劑の作用に依りて一旦綠色に變ずるものなれども、水化亞硫酸曹達の如き還元劑を以て作用すれば再び原色に復するものなり

二、硫化染料を以て絹綿交織物の新染法

硫化染料は元來木綿用の色素として應用せらるゝも、其色合の善惡堅牢なるより染色家が種々研究を重ねたる結果、近來此染料を絹綿交織物に應用し、絹を殆ど白色の儘に保ち木綿のみを染色するの方法を發見するに至れり、而して此法の要旨は染浴中にグキストリン添加し、攝氏五十度以下の溫度に於て染色するに在り、今其實例の一を擧くれば次の如し

絹綿交織物百匁に對し

結晶硫酸曹達　十五匁
グキストリン　十八匁
食鹽　四十五匁
水　一貫五百目

を取り先つ鐵製の染風呂に前記の水を盛り、此中に染料と硫化曹達に熱湯を注き充分溶解したる染液を注加し、尚少量の水を以てグキストリンと食鹽とを溶かしたるもの（食鹽の分量は糸の目方より察る染浴の量に對して定むるを良しとす、卽ち染液斗に對してグキストリン五十匁食鹽百四十四匁卽グキストリンは染浴

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

公示

公示第十一號

[illegible]登記セリ此旨公示ス

明治三十七年五月二十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

茶染部員八木次郎徒弟　滋賀縣滋賀郡雄琴村千野　八木信行
紋上書部員中森喜三郎徒弟　京都市上京區油小路頭竹屋町下ル　鶴川庄三
練物部員杉本宇兵衛代弟　京都市上京區出水通衣棚西入　青木松次郎
同　滋賀縣犬上郡彦根村三屋長五郎
同　四男　鹿見長四郎
同　京都市上京區二條通油小路東入　吉野勇次郎
糸經巡染部員岸本十郎徒弟　兵庫縣但馬國出石郡金縄村　大土方太郎
小紋紺染部員林[illegible]徒弟　富山縣西礪波郡[illegible]村　戸田順策
同　細井縣足羽郡上文珠村字鶴光　山本鶴吉
紋上書部員古田新之助徒弟　京都市下京區醒ヶ井通五條上ル　大谷巌
糸經色染部員池田源次郎徒弟　丹波國北桑田郡知井村字北　中野丑之助
同　京都市上京區西洞院通上長者町下ル　高橋定吉
同　京都市上京區千本通出水下ル　杉江益造
同　播磨國赤穂郡倉井村　宮下市之助
同　京都市上京區西堀川通一條上ル　磯川音吉
同　林幸吉
浸落部員金尾常三郎徒弟　府下葛野郡朱雀野村　藤本浅次郎
紋上書部員井深英之助徒弟　京都市烏丸通夷川上ル　梅戸勝次郎
小紋紺染部員宮川龜次郎徒弟　近江國甲賀郡寺庄村　横木孫次郎
同　越前國足羽郡上文珠村　岩佐兵吉
小紋紺染部員宮川龜次郎徒弟　近江國甲賀郡石部村大字[illegible]　紀平泰一郎
同　近江國栗田郡葉山村　織田寅造
同　近江國甲賀郡石部村　高野石松
同　近江國栗田郡常盤村　菱本末吉
同　丹波國北桑田郡風田村字宮下　内田鶴吉
糸紺色染部員棚橋文作徒弟　滋賀縣東浅井郡速水村　上野竹次

公示第十二號

雇主廢業ニ就キ職工徒弟ノ賞格ヲ失セシモノ左ノ通公示ス

明治三十七年五月二十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

記

西脇忠治徒弟	四三〇	上田宇太郎	
同	四五〇	小畑音吉	
大野岩藏徒弟	五〇〇	藤田樣吉	
同	四八〇	田中文造	
同	四九〇	木畑治三郎	
職工	五〇〇	横山清松	
同	五一〇	石井種吉	
同	五二〇	中島熊造	
同	五三〇	吉川秀雄	
同	一九五	角野福松	
同	一九六	今井藤治郎	
藤瀬幸助徒弟	五九〇	駒田吉三郎	
信樂菊藏徒弟	一三九	黒木惠蔵	
同	一四〇	横谷仁太郎	
信樂菊藏徒弟	一四五	八木魯次郎	
横井善藏徒弟	一五三	勝又岩次郎	
信樂菊藏徒弟	一六三	今井音吉	
山内御次郎徒弟	一七三	池田岩吉	
同	一七四	花村信次	
堀尾德松徒弟	一三三	西岡其吉	
同	一四〇	中井長三郎	
同	一四一	小坂善太郎	
山本善吉徒弟	一三八	北村隆吉	
堀尾德松職工	二三	近藤增次郎	
同	二四	青山重造	
陸田恒造職工	七〇	高村與吉	
同	六九	松本久吉	
松宮吉次郎職工	七七〇	奥村寅吉	
長澤伊助職工	九一	幸原留次郎	
同	九二	福井幸次郎	
同	九三	大橋慶作	
西脇忠治職工	九五〇	尾崎與三吉	
同	九六〇	竹内岩藏	
同	九七〇	坂辰治	
横井善藏職工	一一〇	作野藤三郎	
同	一〇六	太田清次郎	
同	一〇七	安井市太郎	
長尾吉市職工	一二二	新庄美雄	
同	一四六	藤本竹次郎	
信樂菊藏職工	一五二	内海與三吉	
陸田恒藏職工	一五四	井上友吉	
同	一五五	松尾勇作	
山内御次郎職工	一六〇	植田兼吉	
同	一六一	平井熊吉	
同	一六二	近藤歌次	
長尾吉市職工	一八四	小川作治郎	
廣瀬幸助職工	一九七	木崎松之助	
山内御次郎職工	二〇二	牧田久三	
大野岩藏職工	二一六	中川八作	
同	二一七	中島庄吉	
同	二一八	杉本寅吉	
堀尾德松職工	二一四	土肥卯之助	
同	二一五	島田初次郎	
大野岩藏職工	二一九	神戸音五郎	

© Kyozomekai

大野岩蔵徒工　二二〇　深尾吉蔵
同　一五　井上嘉一
上村九兵衛徒工
同　一六　千歳清太郎
同　一七　北川庄七
同　一八　北川為七
同　一〇〇　喜多勝
同　一〇一　宮越新之助
畑天郎徒弟　七五　田村音吉
同　七六　山田林次
同　七七　岩崎由之助
同　七八　猪川金造
同　一　本郷藤太郎
同　五八　高須善治
田中鶴三郎徒弟　三九　中川岩吉
阪田富三郎徒弟　六〇　髙巻岡之助
同　七三　横嘉一
同　一四五　森田政太郎
大武恒次郎徒弟　二〇　井上辰之助
同　三五　森田已之助
中野力松徒弟　三一　村上菊之助
加藤茂助徒弟　四三　志方才蔵
同　四七　宮島幸吉
同　一三三　狙内多三郎
藤崎川平一郎叔弟　一　片岡男次郎
同　五　澤田保蔵
猪野富三郎徒弟　三〇二　高山正太郎
同　三〇一　篠井又蔵
加藤茂助徒弟　四　堀尾源吉
同　五　馬場入吉
同　六　伊藤兼次郎
中田九兵衛徒弟　三五　佐藤浅治郎
横山吉兵衛徒弟　九　大槻拾松
同　二　増田ナカ
同　一二　中川条蔵
三上万太郎徒弟　一三八　水井トラ
屋藤ス・徒弟　一七七　植田ヤス
平井伊之助徒弟　一六二　土屋徳十郎
伊藤才大郎徒弟　七五八　岡崎寛治
同　七五九　伊藤庄造
同　七六〇　佐藤庄七
同　七六一　伊藤宗兵衛
伊藤才大郎徒弟　七六二　高木開吉
同　七六三　相原倫左衛門
同　七六五　木村貞蔵
同　七六六　岩越國造
同　七六七　鈴木利助
同　七六八　佐藤芳造
同　七七〇　大西嘉一郎
卷下宋松徒弟　七八一　入江豊三郎
平田宋松徒弟　九三九　木保秀造
同　九六九　早川政太郎
同　四六九　菊山サトエ
松下親之助徒弟　七一三　建部長次郎
同　四二一　岡部儀
徳岡親之助徒弟　四九一　市本長之助
同　一八七　浅井久吉
同　職工　一八八　山川源之助
田中安之助徒弟　一九三　栗波慶作
同　七九　北口仁太郎
同　八一　岸本寅次郎
水野庄太郎弟　一四四　安藤音吉
同　二八八　猪野長次郎
上田久一徒弟　八三五　早川繁吉
同　八三六　村田梅吉
徳岡源之助徒弟　四二一　北原市五郎
山本善吉徒弟　一三九　近澤甚三郎

公示第十三號

左記ノ者屋主ト示談ノ上解雇ノ手續ヲ了シタリ

明治三十七年五月二十五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

裏物部員　大島阿蘭太徒弟　澤田新次郎
同　上田岩次郎
同　土方由太郎徒弟　紀平佐治郎
友仙部員　岩本利兵衛徒弟　小泉己之助
紋上書部員　石崎吉之助徒弟　藤村留吉
下書彩色部員　田畑房太郎徒弟　齋藤才兵衛
同　草木荘次郎
小紋染部員　島田半七徒弟　小泉平蔵
小紋染部員　西松治三郎徒弟　梶野工内
形彫部員　木室ヲル徒弟　浜戸染次郎
裏物部員　松井丈助徒弟　大口羽之助
友仙部員　中川栄三郎徒弟　中野富次郎
同　山田佐太郎徒弟　山崎喜一郎
同　上村豊次郎
同　矢野己之助
浸彩部員　山田清一徒弟　津知余吉
紋上書部員　前田其太郎同　伊藤定次郎
糸絽染色部員　池田兵太郎同　高橋定吉
同　中野丑之助
同　岡本季吉徒弟　花木キヨ
湯風斗部員　石原萬次郎徒弟　渡田捨吉
洗色抜部員　植田善右衛門徒弟　坂　塔蔵
友仙部員　同　川村久吉
同　同　川村鉄夫
紋上書部員　上村永高徒弟　片岡豊三郎
糸絽色染部員　棚橋文作同　吉田伊之助
同　同　新井政次郎
小糊染部員　下里寅吉徒弟　小林寅吉
友仙部員　中川栄三郎同　大塚光夫
機織部員　栗原留蔵同　村上庄太郎
友仙部員　栗山治三郎同　中野富次郎

公示第十四號

左記ノ者組合定款ニ依リ本組合職工名簿ニ登記セリ此旨公示ス

明治三十七年五月二十五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

糸絽黒染部京都染物株式會社職工
香川縣仲多度郡多度津町
田代章
個部同會社職工
京都府與謝郡市場村西辻
山崎朝治
同部同會社職工
三重縣一志郡豊田村新屋庄
田川文次郎
糸絽黒染部京都染物株式會社職工
石川縣河北郡西荒村多田
山本作次郎
同部同會社職工
京都市上京区寺町通上立賣下ル
中山政次郎

公示第十五號

左記ノ者雇主ト示談ノ上解雇ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

明治三十七年五月二十五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

糸絽黒染部京都染物株式會社職工
瀬戸百次郎
小川惣助
木村定蔵
金子卯吉
吳西熊夫
長田富柳
安井末吉
竹内要次郎
市場徳松
津島忠吉
西島栄二郎
二宮武士
林重太郎
田口定男
奥泉安太郎
中山作次郎
友仙部員山田佐太郎職工
木田丑之助
島田ハル
島田房太郎
島田才次郎

© Kyozomekai

1.染める前の準備

先つ毛焼を行ふ（フレト）毛織機械を用ひ二一三回繰返して平滑に通過せしひ面して生地を巻木よりキリキ全く冷却の後再び巻く

次に地（ナラレ）を行ふ温度攝氏六十度の（アルカ）浸出液と六一八回通過せしひ（レッカー）を用ふ布は巻きたるまゝ一夜を置くす

（ヤルク）の分量は五〇（リットル）水四一五（キロ）の（マルク）とす

（マルク）の代りに（フオマ）を用ふるときは布は巻かずヒメにして三四日間室内の浸漬すべし

次に洗清水を三回通過せしひ（テクカー）を用ひ各回往復二度なり終へ冷水に一回通す（レラカー）このとき布に皺のよく手繰依意すべし

次に

1.マルセリーレ（マ）を行ふ

さるときは前の布（ニラヤング）根にて強く巻り

次に

（ボーノ）二度の熱湯（ムッター）液を四一六回通せ　ひと

のとき壓力を加ふれば可なり

2.（パルセット）青酸（ヒ）四一五（リートル）の（アルカル）を加ふ四一六回通過

3.熱湯一回通過

次に個別特別機若くは（ステンター）にて乾燥せしひ

前の布を乾燥し

（ボーノ）二度の熱湯（ムッター）液にて洗浄す　ひと

たるまゝ五一六時間放置

次に

（ステンター）にて乾燥せる布を元にもどし（ッカー）にて水洗し

硫酸水（硫酸五万（リートル））に通し水洗

乾燥

染部

硫酸（アルセ）五万（リットル）

塩酸加里二〇キロ硫酸銅九キロ

を各水に溶かして相加へ之れを（イ）液とす

別に

1.染めるもの

2.3の連続せる工程

三個の槽を有する（クラポット）にて行ふ

（ロ）

先つ（カレンダー）にて乾燥せしひ

次に個別特別機若くは（ステンター）にて乾燥せしひ

前の布を乾燥し

（ボーノ）二度の熱湯（ムッター）液にて洗浄す　ひと

たるまゝ五一六時間放置

次に

（ステンター）にて乾燥せる布を元にもどし

しッカーにて水洗し

硫酸水（硫酸五万（リートル））に通し水洗

乾燥

染部

硫酸（アルセ）五万（リットル）

塩酸加里二〇キロ硫酸銅九キロ

を各水に溶かして相加へ之れを（イ）液とす

別に

（ロ）

先つ（カレンダー）を通過せしめかくして得たる強き光澤を（ダカチュル）根に通して硫酸蒸氣にて温し吊懸

少しく乾燥冷風法を行ふ

昨年度及本年初に於ける獨逸國織造工業状況

昨年中は概して満足なる操業をなせりと雖も利益は少なかりき右に關する工業を除けば各會社の利益配當等は少々なり無配當のものもあり其原因は製品の賣價原料價格の騰貴に伴はざるにあり原料價格の騰貴は既に止する所と見て棉工業の如きは年末に至りその影響と

硫化アリン（ヒ）三一五キロ（アニリン油四五キロ硫酸（鹽酸）加里二〇キロ硫酸銅九キロ）三六リートルを溶かた相加へ之れを（ロ）液とす

（イ）（ロ）の二液を相加へ冷却して結晶物の析出するまで放置す然る後液分を取り分け水を加へ二〇〇〇リットルとなすとのとき液は（ボーノ）七一八度を呈す

右液を　ボーノ七度となし（バッチレク）機にて前の布を平等に浸漬せしひ次に酸化室を通過せしひ室の温度は攝氏五十六度に止ひ　かくして暗鉄色となりたる布は巻木に巻きたる後二十四時放置

次に（クロム）浴を通過せしひ（ッカー）布の量量に對し三一五（パルセント）重クロム酸加里五（パルセント）張硫酸を取り其の内半量ヲ二〇〇リートル　の冷水に加へ布を二回通過せしめ次に液を熱し手温にて曾二回通過せしひ後残半量を加へ（沸騰温度にて四回通過せしひ次に充分水洗すべし

3.染めたる後の整理

前の布を〇〇乾燥機若くは（ステンター）にて乾燥せしひ

次に

（アルセリーレヨン）を經さるもの蒸してたゝみ熱風法を行ふ

（マルセリーレヨン）を經たるものは

先つ（カレンダー）を通過せしめかくして得たる強き光澤を（ダカチュル）根に通して硫酸蒸氣にて温し吊懸

少しく乾燥冷風法を行ふ

昨年度及本年初に於ける獨逸國織造工業状況

昨年中は概して満足なる操業をなせりと雖も利益は少なかりき右に關する工業を除けば各會社の利益配當等は少々なり無配當のものもあり其原因は製品の賣價原料價格の騰貴に伴はざるにあり原料價格の騰貴は既に止する所と見て棉工業の如きは年末に至りその影響と

受くる甚たし外國四ち英佛米等の富邦は之れか爲め事業を減縮し職工を解雇するに至れり當獨逸國にては幸ひ之れを適當の時に原料の買込をなしありしを以て一般の趨勢に關せず依然事業を繼續せり且つ昨年は女工數増加し從て幾分の生産費を減し原料騰貴より來る損害をさはと重からしめざりき

毛工業　この部に於ける原料の價格の騰貴は漸にして急ならず從て其害を少なし年末休日後も幾の縮少なく營業を繼續せり

正月後注文多き爲め職工の不足を感すると甚しく「ゲラ」地方の如きは織工志望者は何人にても直に採用するの有樣なりき「フォルスト」「アヘン」の地方亦好況也

絹工業　原料價格變動の甚たしき當業者として殆んと業務を誤るの恐氣を喪失せしめたるか如し此趨勢正月に入りても既止せず（エルヂヱ（州の紡績業者は頗る不安の念を起こせりされと賃數ヶ月間は事業を縮少するとなかるべし職工賃銀も異なし一部分に於て昂上を見る（ルテンベルヒ）地方（エルヂル）と同樣の豫想女工十時間制度の實行は延て男工にも及はすならんとの想感を抱くものあり（バイエルヒ（ライン）地方も同樣但し紡績糸の販路は好況にて製品の滯積を見ず（サクセン シレロエン）も目下充分の操業をなし得るの狀態に在り

胡工業　昨年中は至て否況なりしも新流行所に從き後復の兆を見し多くの注文入來るの有樣にて（リンフェルド）は暫時にして創忙を極

ひるならんと豫想せり

されと正月後の景況は未た前記豫想を實現するに至らす新流行所も來ると遲々外國殊に米國の注文は扣へ勝ちなり殊に（クラヴット）類に少々恢復をたるのみ

麻工業　昨年中は甚た不況紡績業者縮少の儀あり未だ實行せられざるも原料價格騰貴は遂に實行を促するに至るへしとの豫想なりしも正月後景氣恢復し製品の價格上り縮少の厳も自然鎮靜せり織物業者は昨年中は前記の紡績業者進退不確なるよ糸價少々製品六一七（パルセント）の直上げを豫想せり

手袋ノ（ヤス）靴下類工業　昨年も本年の見込も好況なり

毳取　地物工業　好況少なくとも（ブラウエン）地方は年末まで營業中止なりき對外國の注文多く入込みたれば正月後の營業は活潑なるべし

染物　絹染の外いつれも好況なり絹染は仕事少なく事業を縮少せきるを得さるべし

捺染業　一般に仕事充分にあり　（完）

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

公示

公示第十七號

當組合ノ設立ニ關ル技術習學校及染織學校敎室借受ノ件ニ付左ノ通リ夫レ〳〵認可セラレタリ此旨公示ス

明治卅七年六月十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

京都府指令第二ヶ五七號

京都染物同業組合
明治卅七年五月廿六日發第三八一號願實業補習學校設置ノ件聞届ス
但シ學校ノ名稱ニ京都染物同業組合立ノ文字ヲ冠スヘシ
明治卅七年六月六日
京都府知事　大森鍾一

京都市指令第四〇〇號

京都染物同業組合長　石田喜兵衛
本年五月四日附願染織學校々舍ノ一部使用ノ件認可ス
明治卅七年五月十三日
京都市長　内貴長三郎

公示第十八號

左記ノ者組合定款ニ違ヒ職工徒弟名簿ヘ登記セサリシ旨公示ス

明治三十七年六月

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

浸染部員山村德松徒弟
丹波國何鹿郡只入田村佐田
村上鶴吉

公示第十九號

左記ノ者履主ト示談ノ上解履ノ手續ヲ了シタリ此ノ旨公示ス

明治三十七年六月

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

友仙部員山田勘兵衛徒弟
京都市上京區西洞院通姉小路下
同部員宮内龜吉徒弟
飯田榮次郎
岐阜縣養老郡多良村
西脇忠三郎
同部武永清次郎徒弟
滋賀縣犬上郡高宮村奥正路
西村善次郎
製物部員髙原宋吉徒弟
滋賀縣愛知郡稲枝村產富
田口寅吉
糸絹色染部員廣村豬之助徒弟
兵庫縣城崎郡中竹野村字鬼神谷
同人徒弟
手槌音松
山形縣南置賜郡萬世村
梅津熊太郎
同部員池田源次郎徒弟
京都市上京區中立賣通淨福寺西入
土田太三郎
小袖染部員川端由松徒弟
同市同區淨福寺通中立賣下
友仙部員宮内龜吉職工
佐々木庄兵衛
岐阜縣養老郡多良村
西脇忠三郎
染物部員菅原仙太郎徒弟
滋賀縣近江國坂田村
上野牛次郎
紋上書部森庄兵衛徒弟
京都市下京區高辻通新シ町東入
前田延太郎
洗色技部員岡田克七徒弟
京都市上京區御前通下立賣上
宮下景藏
同人徒弟
京市上京區新シ町通御池下
安見幸治郎
紋模標綿織部員名刀菊次郎徒弟
同市同區油小路通竹屋町下
長谷川庄次郎

◉公告

當組合理事山口子敬顧ニ依リ解備ス

右公告ス

明治卅七年六月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

試驗記事

佛國硫化染料絲糸染法　試驗所

一、カシユードラバル

カシユードラバルは黑色の礦狀にして熱湯灰汁或は硫化ソーダの溶液に易く溶解す溫氣を該ひ易き故に常に鍋を密閉し置くヿ可し

カシユードラバルは樣染せずして白茶色より濃栗皮色迄の種々なる堅牢なる色合を染色し得る木綿專用の染料なり

染浴

先づ稍に適量の染料を溶解し細密なる濾器にて染風呂に濾し入れ硫黃酸青素十匁（糸百匁に付）及食鹽五匁より二百匁（色合濃淡により）を加へ次の色正法を行ム

色留法

色合の濃淡により種々なり（糸百匁につき）

イ　硫酸　五匁
ロ　重クローム酸青素及硫酸　五匁
ハ　硫酸銅　五匁　食鹽　五匁

右三種の内何れにても溫度を華氏百四十度より百六十度となし三十分間染絲を操作し硫酸又は鹽酸なれば冷液にて延伸するも可なり酸及余分の色止を除去する爲め充分水洗して干燥す可し

右の方法にて染め上げたるものを仕上するには半殺西%（糸百匁に付四匁）及び椰子油二%を混合したる熱液に通入す可し

注意　カシユードラバルは色止法を行はずして充分使用し得るものなり

カシユードラバルも同樣の染法に依て染め得れども前者よりは赤味多くして濃色を得

二、ノアルセタル

此の染料は木綿の糸反物及綿を染むるに用ひ色合は「ブルーグリー」青鼠色より「ブルーベール」草色迄變化し大氣洗熱濾に堪もるの力强し

一見輕石狀の塊にして熱湯「アルカリ」溶液及び硫化アルカリ溶液に解け易し

此の染料は溫氣に破し易きが故に保存するには閉塞を完全にす可し

木具は總て木製或は鉄製を用ひ銅製のものは決して用ひ可らず

木綿十二貫匁に付黑染に要する分量

染液は常に保存し置く可し同一の染液を以て六回或は時もして木綿の質に應じて拾回續けて使用し得可し

初回の浴の調合は適續浴と分量を異にす

新染液　水三石七斗五升に付炭青一貫二百匁と食鹽二十四貫染料四貫の割合にて用ひ

適續液　水三石七斗五升に付炭青六百匁食鹽四貫染料二貫百六十匁を用ひ

右の液を微溫となし攪拌し沸騰したる木綿を入れ時々繰り出來得る限り沈浸せしめ徐々に溫度を加へて半時間内に沸騰点に至らしめ半時間此の溫度に保たしめ染液を失はざる樣器の上にて絞り多量の水にて水洗したる後色留法を施す可し

ノアルセタルの色留法

色合は色留法に依て變化す例へば重クローム及酸にて工程するときは青味ある色合を生じ銅鹽を用ひるときは綠味を帶ぶ可し

重クローム色留法　水七斗五升と重クローム酸青素六百匁と硫酸二百四十匁を用ひ

銅鹽色留法　水同上と硫酸銅六百匁食鹽六百匁を用ひ

右の浴の内に木綿を入れ華氏百四十度乃至百六

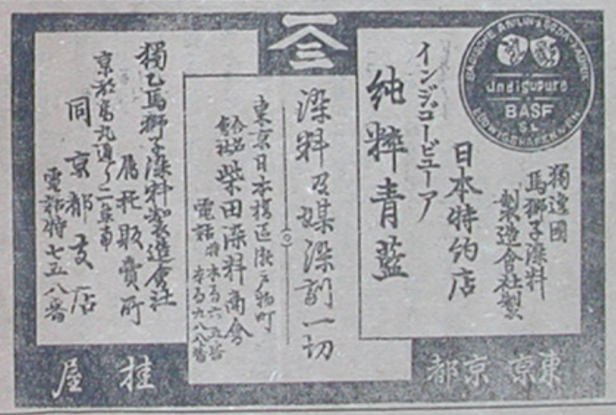

第五回内國勸業博覽會
褒狀受領
色販
本賣
京都三條通油小路東入
廣口豐次郎

◉各種印刷物
◉貴需ニ應ス
印刷鮮明價格低廉ニシテ期日ヲ違ヘサルハ弊社ノ特色ナリ請フ
陸續御注文アランヿヲ希望ス
京都市寺町通竹屋町下ル
太田活版所
（電話千五百八拾五番）

五號活字二十二字詰　（一行壹拾五錢）
特別廣告料　（一行四拾錢）
廣告料ハ總テ前金ニ可申受候事
本紙代價　壹ヶ月　金壹錢五厘
發行兼印刷人　藤本新右衛門　編輯人　萬谷復次郎
京都市上京區釜座通竹屋町南入
發行所　京都染物同業組合事務所
電話千六百七十七番

© Kyozomekai